

大津市障害者自立支援協議会

## 大津市における障害者の 災害時避難について考える

### 今回の研修のキーワード

「避難行動要支援者名簿」  
「滋賀モデル(個別避難計画作成推進事業)」  
「福祉避難所の拡充」



令和4年1月21日13:30～15:30

1

1

## 本日のプログラム

- 13:30 開会挨拶  
藤木 充 氏(大津市障害者自立支援協議会会長)
- 13:35 大津市障害者自立支援協議会より取り組み報告  
松岡啓太(大津市障害者自立支援協議会事務局)
- 13:50 行政報告  
大津市総務部 危機・防災対策課  
大津市福祉子ども部 福祉政策課  
大津市福祉子ども部 障害福祉課
- 15:10 指定発言  
①中川 佑希 氏(障害者差別のないおおつを目指す会)  
②元藤 大幹 氏(NPO法人 おおつ「障害者の生活と労働」協議会)  
③中崎 ひとみ氏(共生シンフォニー)
- 15:25 閉会挨拶

2

2

# 大津市障害者自立支援協議会 防災に関する取り組み

大津市障害者自立支援協議会事務局

3

## はじめに

- 東日本大震災において、被災地全体の死者数のうち 65 歳以上の高齢者の死者数は約 6 割であり、障害者の死亡率は被災住民全体の死亡率の約 2 倍に上った。その背景には災害情報、避難情報の入手が困難であったり、避難移動等が困難な状況がありました。
- 熊本大地震においては、多くの避難所では、障害者への配慮がなく利用できませんでした。パニックになった精神障害者が「避難所に置けない」と言われたり、行列に並べない障害者が支援物資を受け取れなかったりしたそうです。閉め出された障害者は、車中泊や崩れかけの住宅、アパートの一室などで過ごしました。

4

## 災害対策基本法の平成25年の改正

- 東日本大震災において高齢者や障害者の死亡率が高かった教訓を含めて、避難行動要支援者名簿を活用した実効性のある避難支援がなされるように主に以下の4点が制定されました。
- ① 避難行動要支援者名簿の作成を市町村に義務付けるとともに、その作成に際し必要な個人情報を利用できること
- ② 避難行動要支援者本人からの同意を得て、平常時から消防機関や民生委員等の避難支援等関係者に情報提供すること
- ③ 現に災害が発生、または発生のおそれが生じた場合には、本人の同意の有無に関わらず、名簿情報を避難支援等関係者その他の者に提供できること
- ④ 名簿情報の提供を受けた者に守秘義務を課すとともに、市町村においては、名簿情報の漏えいの防止のため必要な措置を講ずること

5

## 西日本豪雨 倉敷市真備町の事例



6

# 災害対策基本法 令和3年の改正

## 改正内容

### 1. 災害対策基本法の一部改正

#### ①災害時における円滑かつ迅速な避難の確保

##### 1) 避難勧告・避難指示の一本化等

###### <課題>

本来避難すべき避難勧告のタイミングで避難せず、逃げ遅れにより被災する者が多数発生。避難勧告と指示の違いも十分に理解されていない。

住民アンケート  
 ・避難勧告で避難すると回答した者：26.4%  
 ・避難指示で避難すると回答した者：40.0%

###### <対応>

避難勧告・指示を一本化し、従来の勧告の段階から避難指示を行うこととし、避難情報のあり方を包括的に見直し。



避難情報の報道イメージ（内閣府で撮影）

##### 2) 個別避難計画（仮称）（※）の作成

###### <課題>

避難行動要支援者（高齢者、障害者等）ごとに、避難支援を行う者や避難先等の情報を記載した計画。避難行動要支援者名簿（平成25年に作成義務化）は、約99%の市町村において作成されるなど、普及が進んだものの、いまだ災害により、多くの高齢者が被害を受けており、避難の実効性の確保に課題。

※ 避難行動要支援者（高齢者、障害者等）ごとに、避難支援を行う者や避難先等の情報を記載した計画。  
 近年の災害における犠牲者のうち高齢者（65歳以上）が占める割合  
 令和元年東日本台風：約65% 令和2年7月豪雨：約79%

###### <対応>

避難行動要支援者の円滑かつ迅速な避難を図る観点から、個別避難計画について、市町村に作成を努力義務化。

※併せて、マイナンバー法を改正し、名簿・計画の作成等に当たりマイナンバーに紐づく情報を活用



避難行動要支援者が災害時に避難する際のイメージ

7

## 感染症や災害への対応力強化

- 感染症や災害への対応力強化を図る観点から、感染症対策や業務継続に向けた取組、災害に当たっての地域と連携した取組を強化する。

### 1 感染症対策の強化（全サービス）

- 全ての障害福祉サービス等事業者に、感染症の発生及びまん延の防止等に関する取組の徹底を求める観点から、委員会の開催、指針の整備、研修の実施、訓練（シミュレーション）の実施を義務づける。

※3年の経過措置期間を設ける

### 2 業務継続に向けた取組の強化（全サービス）

- 感染症や災害が発生した場合であっても、必要な障害福祉サービスが継続的に提供できる体制を構築する観点から、全ての障害福祉サービス等事業者を対象に、業務継続に向けた計画等の策定、研修の実施、訓練（シミュレーション）の実施等を義務づける。

※3年の経過措置期間を設ける

### 3 地域と連携した災害対応の強化（施設系、通所系、居住系サービス）

- 災害への対応においては、地域との連携が不可欠であることを踏まえ、非常災害対策（計画策定、関係機関との連携体制の確保、避難等訓練の実施等）が求められる障害福祉サービス等事業者（施設系、通所系、居住系）において、訓練の実施に当たって、地域住民の参加が得られるよう連携に努めなければならないこととする。

18

8

## 障害福祉サービス事業所等における自然災害発生時の業務継続ガイドライン等

### 障害福祉サービス事業所等における自然災害発生時の業務継続ガイドライン等について

障害福祉サービスは、障害者その家族等の生活に欠かせないものであり、災害が発生した場合であっても、利用者に対して必要なサービスが安定的・継続的に提供されることが重要なことから、「障害福祉サービス事業所等における自然災害発生時の業務継続ガイドライン」を作成しました。障害福祉サービス施設・事業所でご活用ください。

- ▶ [PDF 障害福祉サービス事業所等における自然災害発生時の業務継続ガイドライン](#) [PDF形式：5,465KB] 別ウィンドウで開く
- ▶ [WORD 自然災害BCPひな形](#) [WORD形式：504KB] 別ウィンドウで開く
- ▶ [障害福祉サービス事業所等における新型コロナウイルス感染症発生時の業務継続ガイドライン等](#) はこちら

上記サイトのリンクは下記の通り。

[https://www.mhlw.go.jp/stf/newpage\\_17517.html](https://www.mhlw.go.jp/stf/newpage_17517.html)

9

9

大津市障害者自立支援協議会では、大津市で暮らす障害のある人の災害時支援の課題と対策を明らかにするため平成29年4月に防災プロジェクトを開始しました。取り組んできたことは以下の4つです。

- 1、地域の障害者の災害時支援に関して、状況を把握し対策を検討する。
- 2、障害者支援事業所の防災対策状況を確認し、事業所の防災計画や避難訓練などの充実を図る。
- 3、防災研修の実施
- 4、提言書の作成

10

地域の障害者の災害時支援に関して状況を知るために以下の取り組みを行いました。

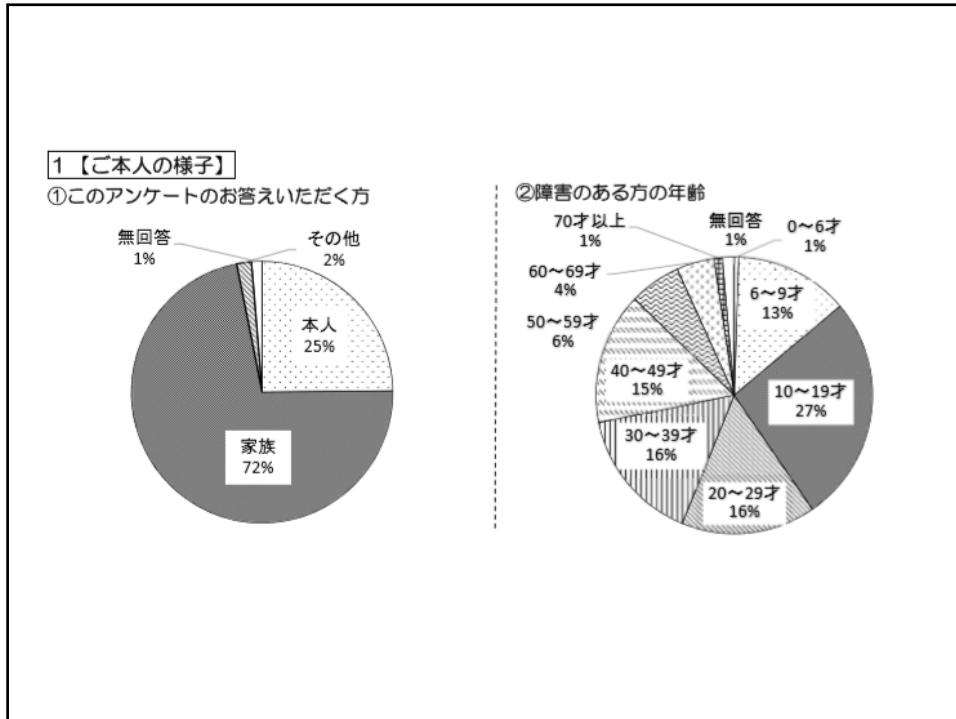
- (1) 過去の災害から、避難支援の必要な障害のある方の支援課題を学ぶ。
- (2) 大津市での実情を確認するため、障害のある方とご家族に実情を伺う。
- (3) 防災アンケートを実施し、より広範に実情や課題を知る。

11

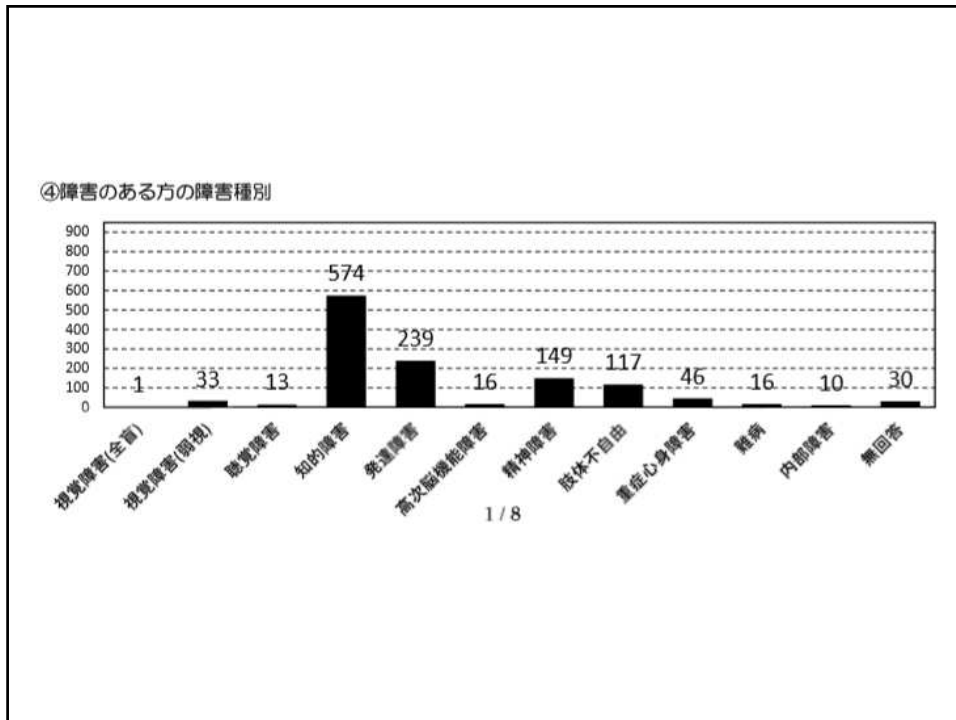
## 防災アンケートに関して

- アンケート配布先:生活介護(多機能型含む)20 か所、就労支援(就労移行,生活訓練,A型,B型含む)26 か所、
- 北大津養護学校、草津養護学校、放課後等デイサービス 24 か所の当事者や家族、当事者(ヘルプ事業所や精神のサロンを通して)
- アンケート回収率:54.3%  
(配布枚数:1,713 枚、回答数:930 件)

12

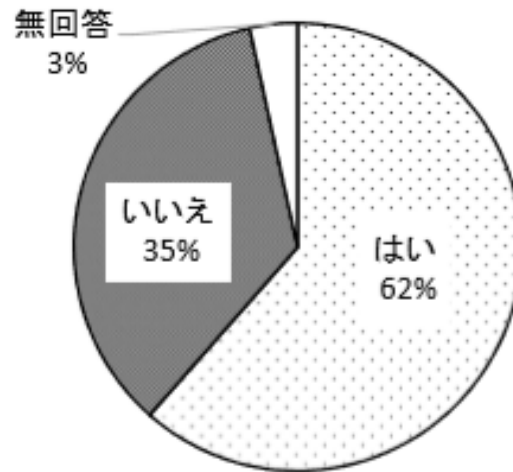


13



14

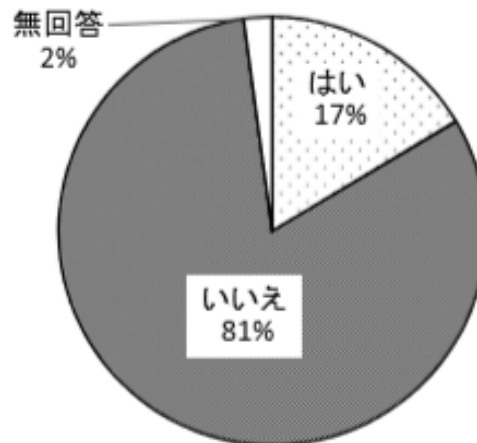
⑤災害時、避難するときに支援が必要ですか？



15

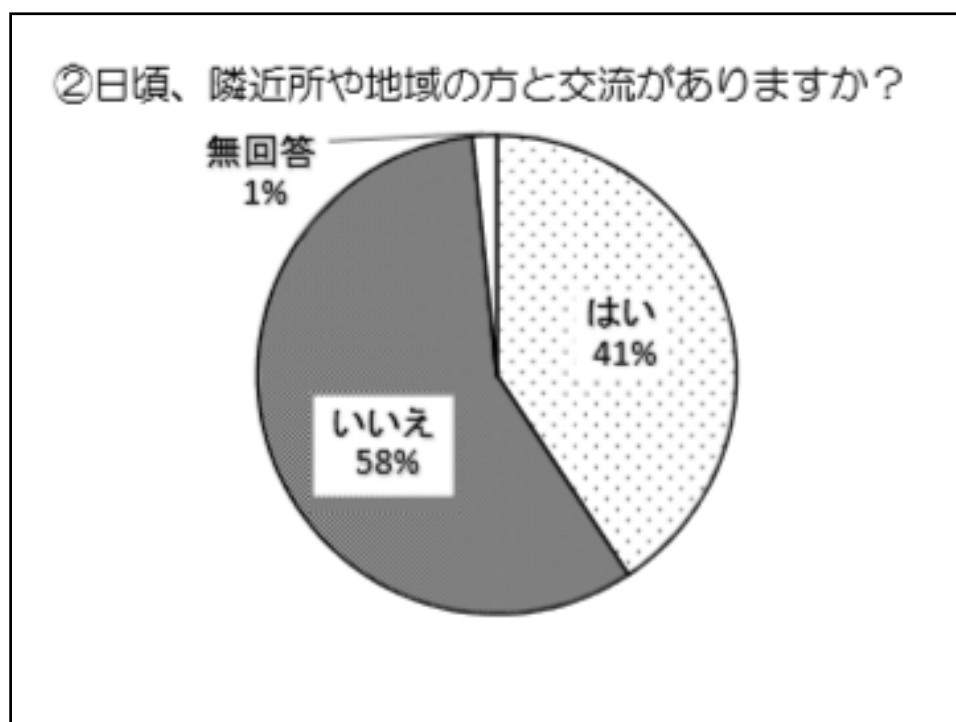
3【民生委員や地域の方との交流】

①日頃、民生委員との交流がありますか？

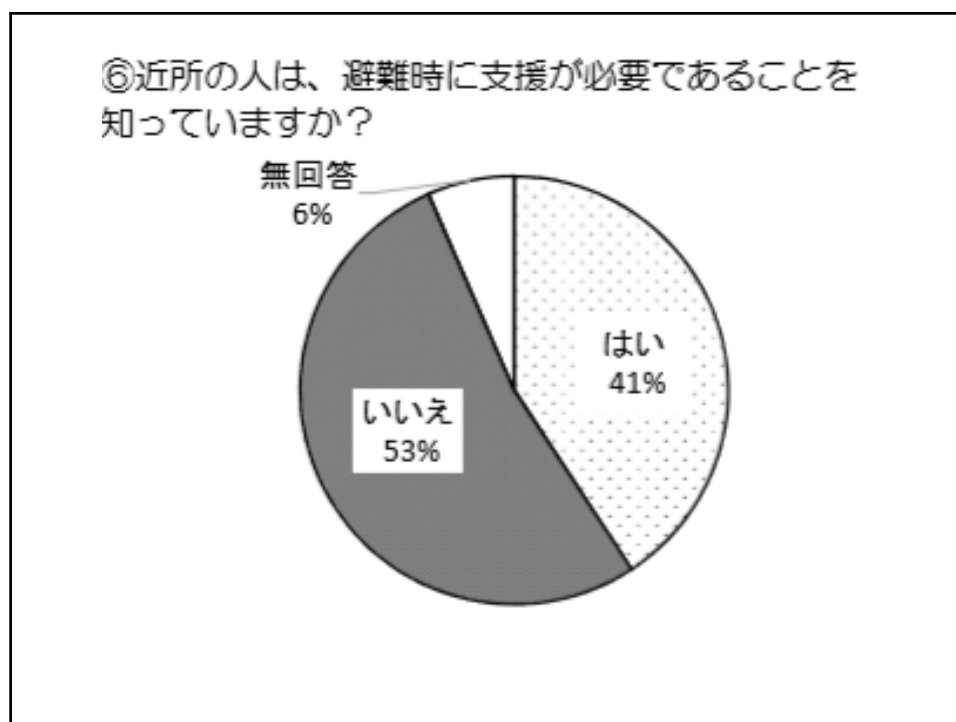


16

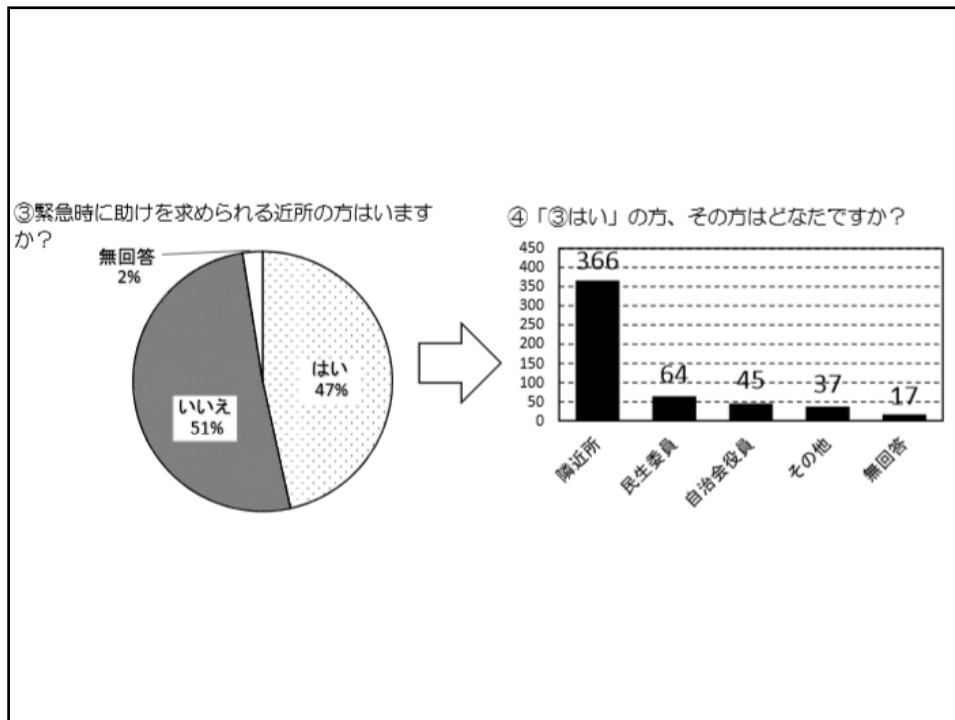




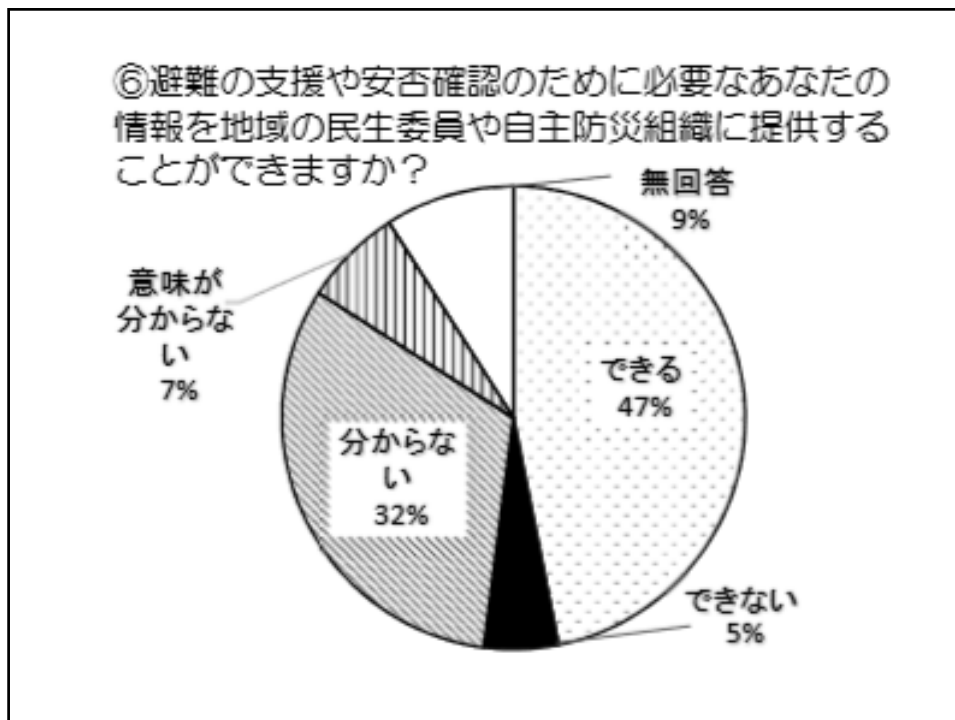
17



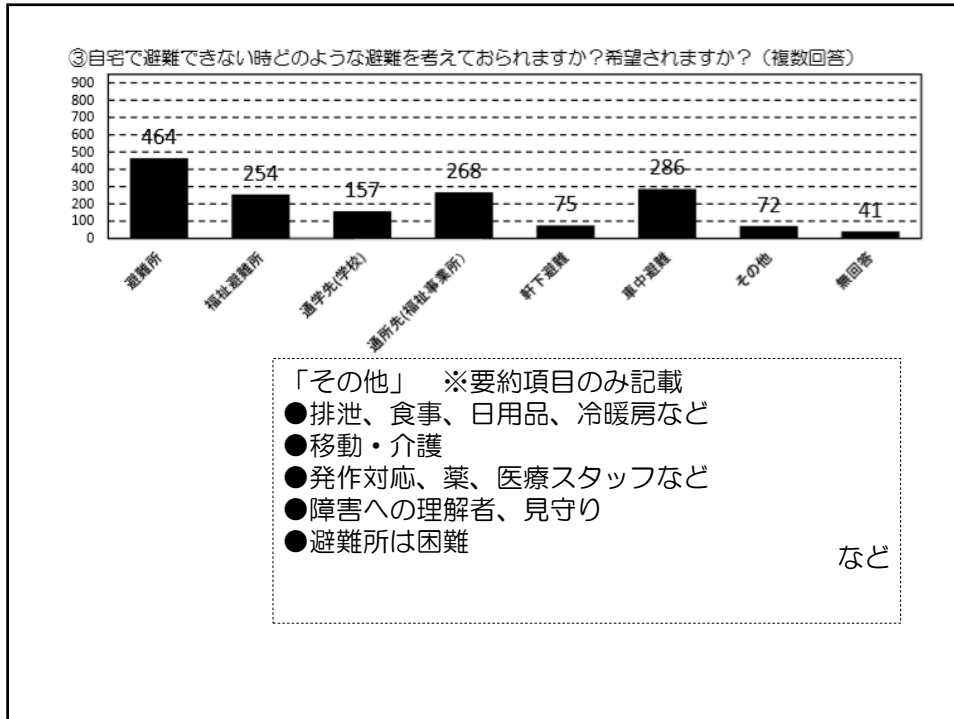
18



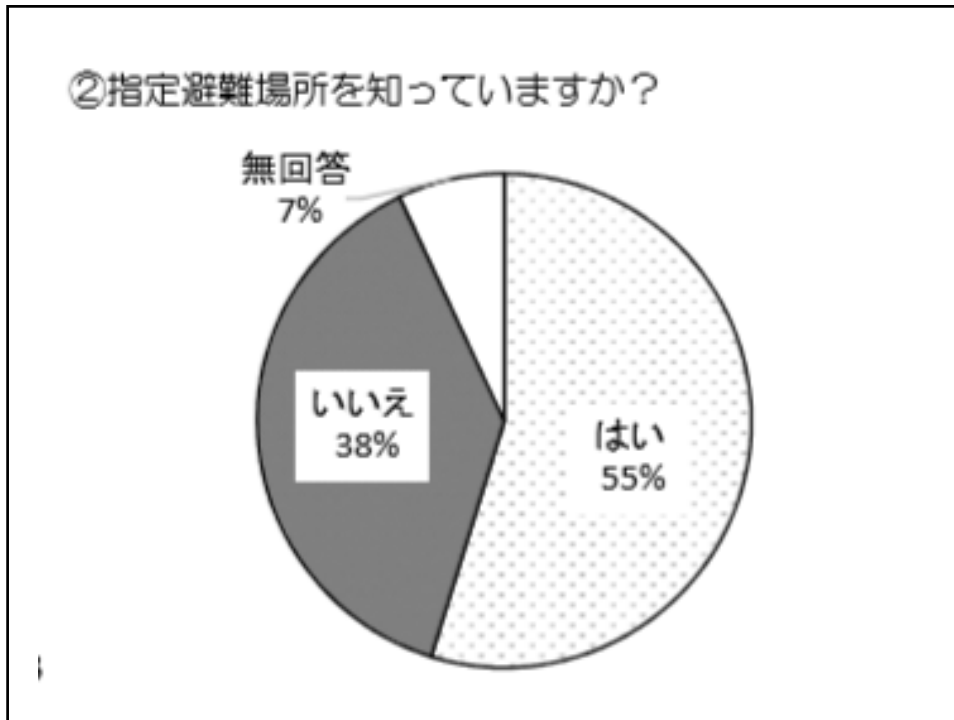
19



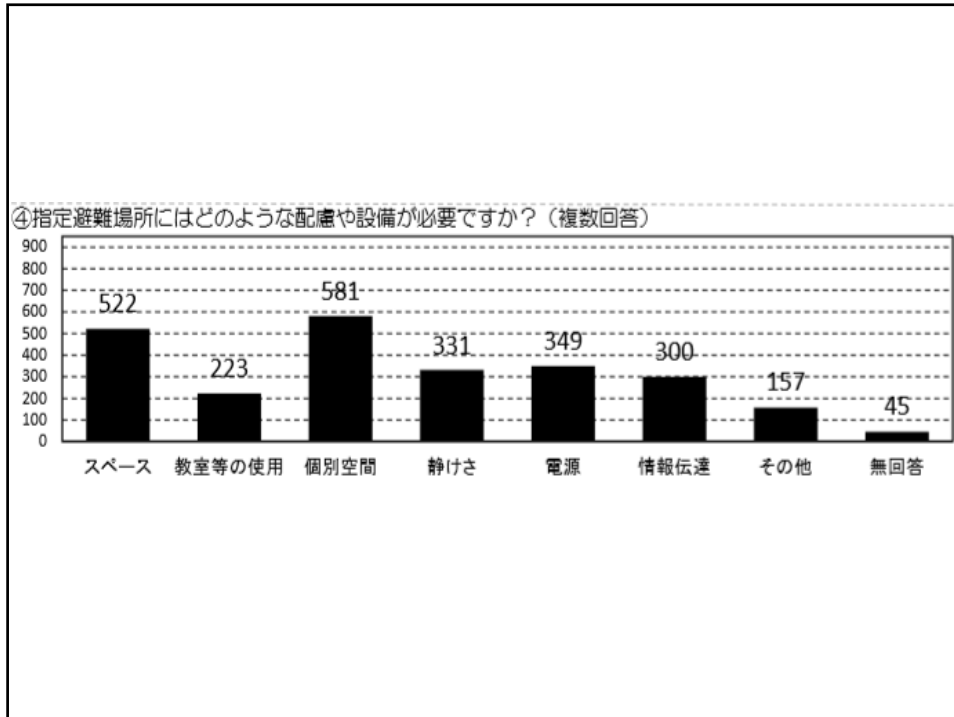
20



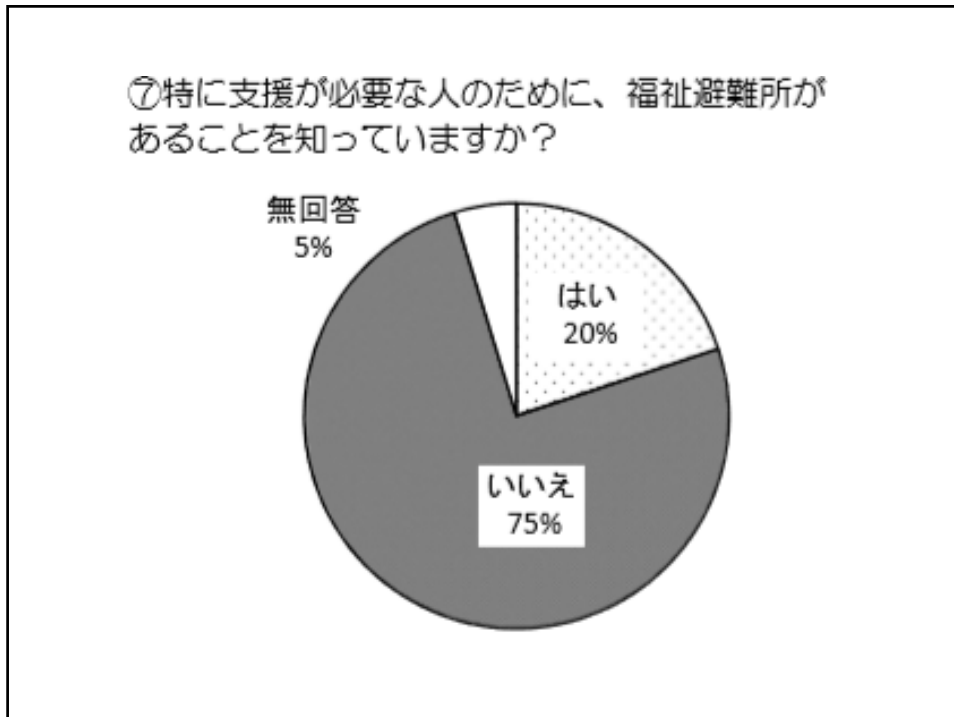
21



22



23



24